

マイナ保険証がスマートフォンで利用できるようになりました

令和7年11月21日より、スマートフォンをマイナ保険証としてご利用いただけるようになりました。

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをスマートフォンに追加し、受付にてカードリーダーにかざすことで保険証としての利用が可能です。

※ こども医療・ひとり親家庭等・重度障害者医療費受給者証や、原爆手帳などの医療費助成に係る受給者証は別途ご提示ください。



ご利用には事前の準備が必要です

お手数ですがご来院前に患者さまご自身での準備をお願いいたします。

①健康保険証の利用登録

(すでにマイナ保険証を利用されている場合は不要です)

②マイナンバーカードをスマートフォンに追加する。

詳しい設定・利用方法は厚生労働省のホームページをご確認ください。

厚生労働省:スマートフォンのマイナ保険証利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html

